

介護サービス計画の作成は居宅介護支援事業者に依頼します。

サービス計画が必要です

介護保険では、認定によって決められた要介護度に応じ、サービスを利用する時に、利用額に上限が設けられます。（支給限度基準額）

利用者の心身の状態や希望に合ったサービスをこの支給限度基準額内でどのように組み合わせるのかといった、サービスの利用計画の作成が必要になります。



居宅介護支援事業所に依頼します

そこで介護支援専門員（ケアマネジャー）が所属する居宅介護支援事業所に依頼し、作成してもらいます。

（町内にも居宅介護支援事業所はありますので、詳しくは役場保健福祉課介護保険係へご相談ください。）



サービス計画の作成は無料です

介護支援事業者は、サービスを利用する人が適切なサービスを受けられるように、下の図のような手順で、利用者の希望を取り入れながら、無料でサービス計画を作成してくれます。

介護保険 Q & A

Q サービスの変更はできるの？

A 利用しているサービスを変更したい場合は、介護サービス計画の変更が必要になります。
サービス計画の変更も居宅介護支援事業所に依頼すると無料で行ってくれます。

Q 同じサービス事業者のサービスしか利用できないの？

A いくつかのサービス事業者のサービスを組み合わせて利用することができます。サービスの選択権は利用者本人にあるので、自由に選ぶことができます。

Q サービス事業者はどこにあるの？

A 県又は町から指定されたサービス事業者がサービスを提供することになります。

図 要介護（支援）認定を受けてからサービスを受けるまでの流れ

